

# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

四国中央保健所

☎0896-23-3360

警察庁  
愛媛県警察

四国中央警察署

☎0896-24-0110



# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

西条保健所

☎0897-56-1300

警察庁  
愛媛県警察

西条警察署

☎0897-56-0110



# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる



# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

西条保健所

☎0897-56-1300

警察庁  
愛媛県警察

西条西警察署

☎0898-64-0110

# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

西条保健所

☎0897-56-1300

警察庁  
愛媛県警察

新居浜警察署

☎0897-35-0110



# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

今治保健所

☎0897-23-2500

警察庁  
愛媛県警察

今治警察署

☎0898-34-0110



# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる



# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

今治保健所

☎0897-23-2500

警察庁  
愛媛県警察

伯方警察署

☎0897-72-0110

# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる



# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

警察庁  
愛媛県警察

中予保健所

☎089-941-1111

松山南警察署

☎089-958-0110

# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

中予保健所

☎089-941-1111

警察庁  
愛媛県警察

久万高原警察署

☎0892-21-0110

# 犯罪です。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。



# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

警察庁  
愛媛県警察

中予保健所

☎089-941-1111

伊予警察署

☎089-982-0110

# 犯罪です。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。



# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

警察庁  
愛媛県警察

八幡浜保健所

☎0894-22-4111

大洲警察署

☎0893-25-1111

# 犯罪です。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。



# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

警察庁  
愛媛県警察

八幡浜保健所

☎0894-22-4111

西予警察署

☎0894-62-0110

# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

警察庁  
愛媛県警察

八幡浜保健所

☎0894-22-4111

八幡浜警察署

☎0894-22-0110

# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

#### ●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

宇和島保健所

☎0895-22-5211

警察庁  
愛媛県警察

宇和島警察署

☎0895-22-0110



# 犯罪です。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。



# 動物の遺棄・虐待は



環境省  
愛媛県

宇和島保健所

☎0895-22-5211

警察庁  
愛媛県警察

愛南警察署

☎0895-72-0110